

た

またまふらつと立ち寄った喫茶店で手にした本に今も導かれている。ぼっかり空いた時間を埋めるため旅先で近くにあった店に入ったのだが、点滴コーヒーと店主が自虐的に名乗っているごとく、一杯煎れるのによくもまあこれだけ手間暇かけられるものだと思うほどじつくりと作ってくれた。六、七人も入ればいっぱいになる狭い店舗の上に焙煎機がかなりの場所を取っている。四十過ぎかと思える優しい声をした店主は、それを使うにはあれこれと物を移動しないといけないと苦笑した。たぶん、コーヒーに取り憑かれた人だから、言うほどには苦痛に思っていない。

目の前で淹れているので、当分出てこないことは見えていればわかる。その間読もうと書棚を見ていたら一冊の薄い本が目にとまった。出版社を知っているくらいであとは初めてみる書名と著者名だった。こんな、予定とかけ離れた時間にいつも読むような本など手にしたくないので、百ページしかない消え入りそうに慎ましい装丁の本の方について手が伸びた。

読み始めてしばらく経って、ようやくできたコー

ヒーが目の前に置かれた。特別うまくてかなわんということもなかったが、手間暇というのは味に出るものだなあと思つた。値段はそれなりにしたが、こんなに一杯に時間をかけていたんでは、儲けに興味があるとはおよそ考えられない。まあぼくが手にした本もそんな人じゃないと選りそうにない。

著者はすでに物故者で、亡くなった翌年の二〇二二年に出版されている。五十そこそこで亡くなった哲学者を惜しむ人が心寄せて作ったのだろう。空色の罫線が遺されたノートを読んでいるようだ。著者が文中で取り上げている本はどれも未読で、だれかに勧められないかぎり手に取りそうにないものばかりだったが、今の本選びの抛り所になっている。要するにこの小さな店と点滴コーヒーと店主が勧めてくれたのだった。

「誰にたのまれたわけでもないし、やめたからといって死ぬわけでもない。つまり余計なことかもしれないが、私たちは生来、やらなくてもいいことをしないではいられない生き物だ。」

点滴コーヒーに落語教室、やらなくてもいいこと仲間て回し読みしている感じが楽しい。

2026.2.23

1527号(夕焼け通信 創刊1993.4.23)

〒690-0871 島根県松江市東奥谷町386-7 gosuitei.sakura.ne.jp/yuyake/ 編集 宮森健次

老い老いに 木幡智恵美

71

時期の夕焼け通信紙上に、英語に関して何人かの書き手から自身の体験などを寄せられたことがあった。それに影響されたのか、二〇〇六年から三年分の日記は英語で綴られている。その時は、自分も多少でも英語に親しもうと読むのが面倒になりすぐに閉じてしまう。頼りになるのは当時の夕焼け通信だけで、

この年の九月十日に発行された夕焼け通信六七五号の編集後記に、「絵本『ある小さな小さな島の物語』を出版することになりました。もう一つの竹島の歴史を描きました。」とある。あれはこの年(二〇〇七年)のことだったのかと懐かしく思う。現代、講習会に参加した際、講師の方がご自身手作り絵本を展示しておられ、自分もやってみようと思いついた。手始めに長男、そして二男、長女と我が子を描いた三冊を作り、その後内地留学の仲間とのかかわり、担任している子との学校生活の一風景などを描いた何冊かを作った。その後しばらく絵本からは遠ざかっていたのだが、編集長の書いた竹島の物語を読んだ時、これは絵本にしたいという気が起きたのだ。まさか、印刷され冊子になるとは思っていなかった。夕焼け通信六七九号の編集後記には「週一回、仲間たちが集まって製本作業をしています。おしゃべりしながらの手仕事に、どれも『楽しいねえ』とその面白さを再発見しています」とある。できた一冊を手にした時、内容の重みだけでなく、そこに携わった人たちの温もりを感じた。その後、ハンブル版まで出来てきたのにはびっくり。

その頃の夕焼け通信の紙面を飾ったのは、お馴染みの「ニュース日記」、「ゴジラの足跡」、「療養日記」、「団塊のひとりごと」、「ときどきドキュメンタリー日記」、「ど素人山行日記」。詩も小学生のA・Tさんを含むいつものメンバーから寄せられた。他に、お二人の方の文章が転載されている。そして、この年の押し話まった頃から、タイ在住のN・ジャスマンさんから「微笑みの国のもう一つの顔」を第一号に、タイ事情が送られてくることになる。そして、私はと言えば、新米専業主婦のドタバタを一年にわたって綴っていく。

30代フリーター 衆院選の当選者のうち、憲法改正賛成派が93%を占めることが、朝日新聞社と東大・谷口将紀研究室の共同調査でわかったと報じられている(2月21日朝刊)。昨春の同社の世論調査では、いまの憲法を「変える必要がある」は53%で、「変える必要はない」の35%を上回っており、国民と国会議員との間には大きな乖離があることがわかる。

年金生活者 乖離は必然的なものだ。国会議員は国民の代表者であることによつて国家権力の一部を分け持つ。国家権力を縛るのが憲法だから、その権力を分け持つ国会議員は、できるだけ憲法の縛りを緩めたいと思う。おのずと改憲賛成派が議会の多数を占めることになる。朝日・東大共同調査で、議員らがあげた改正項目で最も多かったのが「自衛隊の保持を明記する」の80%で、国家権力に対する究極の縛りとも言える9条を緩くすることを望んでいることがわかる。

30代 2024年衆院選時の共同調査

しかし、自衛隊保持の明記は条文中は「専守防衛」が維持されるように見えても、その縛りが緩む可能性がある。緊急事態条項は、当面は国家議員の任期延長だけにとどまっても、内閣の権限強化や私権の制限をいざれ加える余地が条項の新設によって確保されることを意味する。国民がそれをどう受け止めるか。国民投票の結果を予測することは難しい。

30代 高市政権が目指す「防衛力の強化」を国民の多くが支持していることを今回の衆院選は示した。

年金 それが改憲賛成に直結するかどうかはわからない。

政治的に中立的とされている安全保障の研究者、研究機関が日本の防衛力の強化についてどんな分析をしているか、AI(Grok)に尋ねてみた。Grokはふたりの研究者とひとつの研究機関をあげ、3者とも、強化しない場合のリスクが大きいと判断していると応答した。

そうした結論が導かれるのは、9条

では、当選者のうち改憲賛成派は67%で、今回の9割超より少ない。前回衆院選で落選した改憲積極派の旧安倍派の元議員が多数復帰し、護憲派の多い立憲出身の中道改革連合の議員が多数落選した結果だろう。

年金 改憲賛成派が急増したからといって、国民の大多数が改憲賛成に回ったということの意味しない。選挙は憲法をもとにした法律によって行われる。言い換えれば、現行憲法の遵守、すなわち憲法を変えないことを前提にしている。その投票結果は制度上、改憲への賛否を示すものとはなり得ない。

憲法を制定、ないし改変する権利は、広い意味での立法権に属するが、それは憲法に定められた3権のうちの立法権とは異なる。国会は改憲を発議することはできても、決定することはできず、判断は国民投票にゆだねられる。高市政権がどんなに改憲に前のめりになろうと、改憲の是非は、政権とも、国会とも、裁判所とも別の次元に

の持つ見えない抑止力を過小評価していることよと思われる。この条項の非戦・非武装の理念は、赤ん坊の無力な状態にたとえることができる。わが身を守るすべを持たない赤ん坊に危害を加えようとする者はごくまれであり、逆に守ってやりたいと思う人がほとんどだろう。それは感性的なものであり、定量的なエビデンスを示すのは

において判断される。

30代 衆院選で圧勝した自民党が改憲に前のめりになるのは確実だろう。

年金 これまでこの党は改憲を党の結束を保つための合言葉のように口にしていただけで、本気でやる気はないと私は見ていた。費やさなければならぬ政治的エネルギーの大きさが並みでないうえ、国民投票で否決されるリスクが小さくないからだ。だが、高市人気が選挙で予想外の爆発力を発揮したため、その力を使えば、国民投票にも勝つそうだと思いますと推察することができます。

自民党が出してくる可能性のある改憲案は、9条に自衛隊の保持を明記すること、大災害時などに国会議員の任期を延長できる緊急事態条項をもうけること、ふたつが考えられる。前者は現在と変わらない「専守防衛」が維持されると主張できるし、後者は内閣の権限強化や私権制限をとまわらないので、国民の賛同を得やすいと考えるはずだからだ。

困難なので、専門家の評価は低くならざるを得ない。

ただし、3者とも高市政権とは違って、防衛力の強化のために9条の改正が必要だとは結論づけていない。現行のままでも、憲法解釈によって強化することが可能であり、むしろ変えないほうが「平和国家」のイメージを保てるので、中国との緊張緩和などに寄与するとの指摘もある。

30代 自民党が9条に自衛隊保持を明記することを主張するおもしろ理由は、防衛力の強化よりも自衛隊違憲論の解消にあるとされている。自衛隊の法的安定性、隊員の地位の明確化をはかるのが狙いだ、と。

年金 つまり9条による自衛隊への縛り、憲法による国家権力に対する縛りを緩めようとしていることを意味する。国家を開くこと、すなわち個人の自由を拡張することを、あるべき未来へ向けた課題と考えるなら、9条の改変はそれに逆行すると言わなければならない。

ニュース日記 1004
中村 礼治

9条という抑止力